

所定疾患施設療養費算定状況

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内での対応について、以下のような条件(算定要件による)を満たした場合に、介護報酬等において評価されることとなっております。

当施設では、ご入居者様への安心のご提供等に資するべく、また、所定疾患施設療養費を適切に算定するため、治療の実施状況を報告しております。

●算定条件

1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を10回算定する事は認められない。

※令和4年1月1日より1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を7回算定する事は認められない。

2. 所定疾患施設療養費の対象となる疾患は次の通りである。

- 1)肺炎
- 2)尿路感染症
- 3)帯状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
- 4)蜂窩織炎

●令和3年度(2021)算定実績(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

【肺炎】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	0	1	1	1	0	2	1	0	1	3			
治療 日数	0	4	6	3	0	17	8	0	7	20			

【尿路感染症】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2			
治療 日数	0	0	0	0	5	0	5	0	0	12			

